

仙台市地球温暖化対策推進計画 改定中間案について ご意見をお寄せください

提出方法

電子申請にて提出いただくか、「ご意見提出様式」もしくは任意の様式に、ご意見・氏名・住所（法人・団体の場合は法人・団体名・代表者名・所在地）を記入し、郵送・ファクス・Eメールのいずれかの方法でご提出ください。

電子申請： 下記URL又は右の二次元コードから入力ください。

<URL> <https://logoform.jp/f/gjYkb>

郵 送： 〒980-8671（住所記入不要） 仙台市環境局脱炭素政策課

ファクス： 022-214-5378

Eメール： kan007140@city.sendai.jp（件名を「温対計画改定中間案意見」としてください）



※ 上記の提出方法によることが難しい場合には、別途可能な方法についてご相談ください。

募集期間

令和7年9月29日（月曜日）から10月31日（金曜日）まで【必着】

資料配布場所・閲覧場所

市政情報センター（市役所本庁舎2階）/各区役所（総合支所）総合案内/
宮城野区・若林区・太白区情報センター/各市民センター/せんだい環境学習館たまきさんサロン/
葛岡・今泉リサイクルプラザ/各環境事業所/環境企画課/脱炭素政策課 など

また、市ホームページでもご覧いただけます。

（「ご意見提出様式」も下記ページからダウンロードできます。）

<URL>

<https://www.city.sendai.jp/kankyo-chose/kurashi/machi/kankyohozen/chosa/r7ikenbosyu.html>

「杜の都環境プラン」改定中間案の
意見募集についても、同じ場所で資料を
配布しています



留意事項

- 電話や窓口など、口頭によるご意見の受付はいたしませんのでご了承ください。
- 氏名・住所等の個人情報につきましては、適切な管理を行い、他の目的に利用することはありません。
- お寄せいただいたご意見につきましては、個人が特定できないよう内容を編集し、ご意見に対する市の考え方とあわせて、後日、市ホームページで公表する予定です。
なお、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

お問い合わせ先

仙台市環境局脱炭素政策課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階

電 話：022-214-8232 ／ ファクス：022-214-5378

Eメール： kan007140@city.sendai.jp

※ この冊子はリサイクルできます。「雑誌・雑がみ」に分別しましょう。

仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030 改定中間案【概要版】

みなさまからのご意見を募集します。

<意見募集期間>

令和7年9月29日（月曜日）から10月31日（金曜日）まで【必着】

※提出方法などは裏表紙をご覧ください。

計画改定の趣旨

「仙台市地球温暖化対策推進計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市の地球温暖化対策の推進に関する目標や施策を定めており、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」に掲げる環境都市像のひとつである「脱炭素都市づくり」の実現を図るための個別計画として位置づけられています。

本市では、喫緊の課題である地球温暖化対策に率先して取り組むため、令和3年（2021年）3月に本計画を策定し、国の目標を上回る温室効果ガス削減目標を掲げ、市民・事業者と協働して脱炭素都市づくりを進めてきました。

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間であり、令和7年度（2025年度）は中間年度にあたることから、現在の環境施策をとりまく動向等を踏まえ、計画の一部見直しを行うこととし、検討を進めています。

令和7年9月
仙 台 市

現行計画の概要と主な改定点

1. 現行計画の施策体系

本編 第4章
P.39

地球温暖化対策の推進には、温室効果ガス排出量を抑制する緩和策と、気候変動の影響による被害の回避等を図る適応策を併せて進めることが必要であり、この二つを施策の大きな柱として、下記の目標の達成に向けて取り組んでいます。

緩和策

- ①脱炭素型のまちの構造をつくる
- ②脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める
- ③環境にやさしい交通への転換を進める

- ④持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める
- ⑤脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ行動を促す
- ⑥地域経済と環境の好循環を生み出す

適応策

- ①気候変動が農業や自然環境に及ぼす影響を把握し適応する
- ②自然災害による被害を最小限に抑える
- ③健康に与える影響を把握し軽減する
- ④事業活動・生活環境におけるリスクに備える

2. 現行計画の目標と中間評価

(1) 温室効果ガスの削減目標

本編 第3章
P.32

【中期目標】

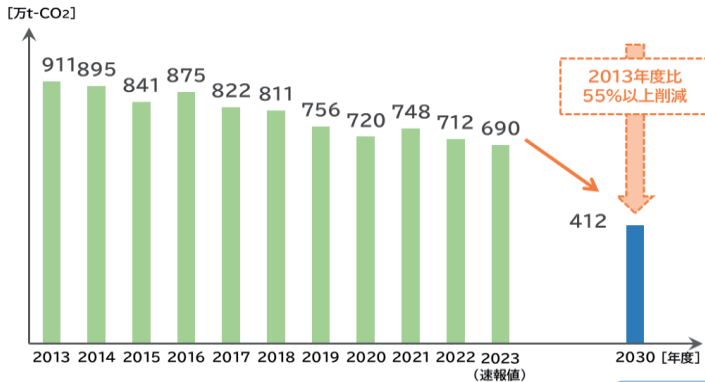
令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で55%以上削減（森林等による吸収量を含む）します

【長期目標】

令和32年（2050年）温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します

令和5年度（2023年度）の排出量（速報値）は690万トンとなり、基準年度である平成25年度（2013年度）と比較して24.2%減少しました。市域の温室効果ガス排出量は、着実に減少しており、脱炭素化に向けた取り組みの成果が一定程度表れていますが、高い削減目標を掲げる家庭・業務部門においては、住宅の断熱化や中小企業者の脱炭素化支援を一層推進していくことが重要です。

[万t-CO₂]



部門	2013年度比削減量（削減率）	
	進捗状況（2023年度）	削減目標（2030年度）
産業	▲60(▲37.7%)	▲103(▲64%)
業務	▲91(▲40.9%)	▲170(▲76%)
運輸	▲21(▲10.1%)	▲71(▲35%)
家庭	▲55(▲27.9%)	▲129(▲66%)
合計	▲221(▲24.2%)	▲499(▲55%)

▲主な部門別の温室効果ガス削減量

※主な部門別の数値のため合計と内訳の計は一致しない

(2) 再生可能エネルギーの導入目標

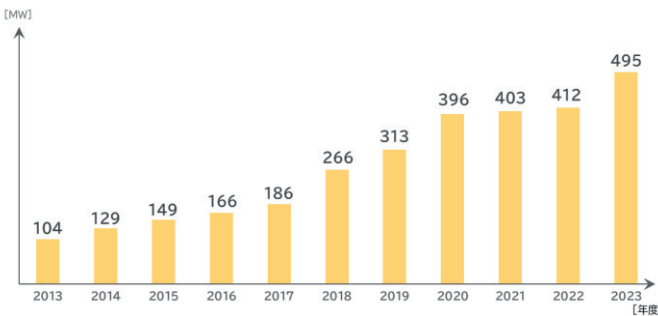
本編 第3章
P.37

【導入目標】

令和12年度（2030年度）までに805MWを目指します

令和5年度（2023年度）における導入量は495MWであり、太陽光発電が増加したほか、大型の木質バイオマス発電施設が1件稼働したことでバイオマス発電の導入量が大きく増加しています。目標の確実な達成に向けては、再生可能エネルギーの普及拡大の取り組みを加速させる必要があります。

[MW]



種類	直近値（2023年度）	目標（2030年度）
太陽光発電	373	569
バイオマス発電	110	223
風力・水力発電	12	13
合計	495	805

▲再生可能エネルギー発電設備導入量

3. 主な改定点

令和3年度の国の地球温暖化対策計画改定等を踏まえ、令和5年度に本計画を改定し、2030年度の削減目標の引き上げ及び再生可能エネルギー導入目標の設定を行ったことから、今回は目標や施策体系の見直しは行わず、現在検討を進めている下記の施策を追加・拡充するなどの改定を行います。

(1) 温室効果ガスの排出抑制施策（緩和策）

本編 第4章
P.40～55

脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める

- 新 新築建築物への太陽光発電設置等促進制度の導入
- 新 公共施設の新築・改築時や大規模改修時のZEB化の実施 など

持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める

- 新 宴会や外食時における食べ残し削減の促進
- 新 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行推進 など

脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ行動を促す

- 新 新たな環境学習・啓発拠点の検討 など

地域経済と環境の好循環を生み出す

- ・市と事業者が連携してエネルギーコストと温室効果ガスの削減を図る「温室効果ガス削減アクションプログラム」の参加拡大に向けた取り組みの推進
- 新 中小企業の脱炭素化に向けた建物の断熱改修支援、セミナー実施 など

(2) 気候変動影響への適応施策（適応策）

本編 第4章
P.56～62

健康に与える影響を把握し軽減する

- 新 熱中症特別警戒情報発表時の周知
- 新 「せんだいクーリングシェルター」の指定・開放 など